

# 第1 令和5年度 一般会計・特別会計歳入歳出決算のあらまし

## 1 全体の概要

### (1) 歳入

歳入総額は、一般会計<sup>注(「用語の説明」欄参照)</sup>8,813億円、特別会計<sup>注</sup>3,343億円(借換債除き2,914億円)で、合わせて1兆2,155億円(借換債除き1兆1,726億円)となり、前年度に比べ一般会計は、540億円(5.8%)減少、特別会計は、69億円(2.0%)減少(借換債除き11億円(0.4%)増加)しています。

なお、一般会計における歳入予算額との比較では、395億円の減収(昨年度440億円の減収)となっています。

これは、繰越により、国庫支出金や県債等が翌年度に収入されること等によるものです。

(繰越に伴う主な未収入特定財源<sup>注</sup>: 国庫支出金257億円、県債107億円)

(単位:億円)

区分	一般会計			特別会計			合計			
	R4年度	R5年度	増減額 増減率	R4年度	R5年度	増減額 増減率	R4年度	R5年度	増減額 増減率	
予算現額(A)	9,793	9,208	△585 △6.0%	3,406	3,337	△69 △2.0%	13,199	12,545	△654 △5.0%	
歳入総額(B)	9,353	8,813	△540 △5.8%	3,411	3,343	△69 △2.0%	12,764	12,155	△609 △4.8%	
差(A-B)	440	395	△45 △10.2%	△5	△5	0 △4.5%	435	390	△45 △10.3%	
(参考)	収入未済額 注	108	109	1 0.8%	28	27	△1 △2.9%	136	136	0 0.1%
	不納欠損額 注	2	2	0 24.5%	0	0	△0 △67.0%	2	2	0 15.3%

\*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

増減額・増減率は表示単位未満の数値も含めて計算しています。

### 【借換債除きベース】

(単位:億円)

区分	一般会計			特別会計			合計			
	R4年度	R5年度	増減額 増減率	R4年度	R5年度	増減額 増減率	R4年度	R5年度	増減額 増減率	
予算現額(A)	9,793	9,208	△585 △6.0%	2,897	2,908	11 0.4%	12,690	12,116	△574 △4.5%	
歳入総額(B)	9,353	8,813	△540 △5.8%	2,902	2,914	11 0.4%	12,255	11,726	△529 △4.3%	
差(A-B)	440	395	△45 △10.2%	△5	△5	0 △4.5%	435	390	△45 △10.3%	
(参考)	収入未済額 注	108	109	1 0.8%	28	27	△1 △2.9%	136	136	0 0.1%
	不納欠損額 注	2	2	0 24.5%	0	0	△0 △67.0%	2	2	0 15.3%

\*特別会計において令和4年度は509億円の借換債、令和5年度は429億円の借換債を発行しています。

## (2) 歳 出

歳出総額は、一般会計 8,392 億円、特別会計 3,308 億円（借換債相当分の償還金除き 2,879 億円）で、合わせて 1 兆 1,700 億円（借換債相当分の償還金除き 1 兆 1,271 億円）となり、前年度に比べ一般会計は、593 億円(6.6%)減少、特別会計は、61 億円(1.8%)減少（借換債相当分の償還金除き 19 億円（0.6%）増加）しています。

なお、一般会計における歳出予算額との比較では、815 億円の差額（昨年度 808 億円の差額）が生じています。

これは、年度内に事業が完了せず翌年度に繰り越された事業費と、執行されずに残った不用額によるものです。

（単位：億円）

区分	一般会計			特別会計			合計		
	R4年度	R5年度	増減額 増減率	R4年度	R5年度	増減額 増減率	R4年度	R5年度	増減額 増減率
予算現額(A)	9,793	9,208	△ 585 △6.0%	3,406	3,337	△ 69 △2.0%	13,199	12,545	△ 654 △5.0%
歳出総額(B)	8,985	8,392	△ 593 △6.6%	3,370	3,308	△ 61 △1.8%	12,355	11,700	△ 654 △5.3%
差(A-B)	808	815	8 1.0%	36	29	△ 7 △19.7%	844	845	1 0.1%
差の内訳	翌年度繰越額	558	687	-	-	-	558	687	129
									23.1%
不用額	249	128	△ 121	36	29	△ 7	286	158	△ 128
			△48.5%			△19.7%			△44.8%

\*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

増減額・増減率は表示単位未満の数値も含めて計算しています。

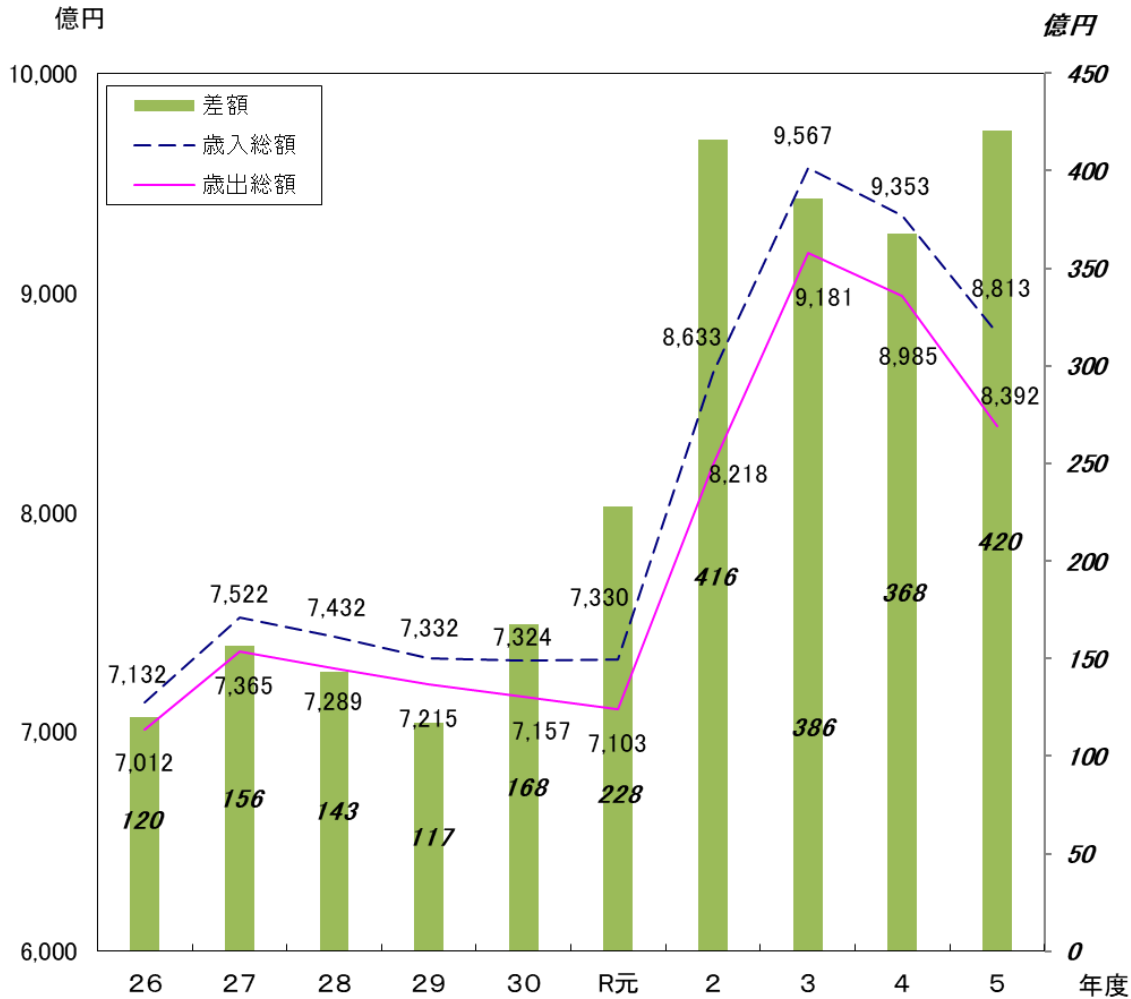
### 【借換債相当分の償還金除きベース】

（単位：億円）

区分	一般会計			特別会計			合計		
	R4年度	R5年度	増減額 増減率	R4年度	R5年度	増減額 増減率	R4年度	R5年度	増減額 増減率
予算現額(A)	9,793	9,208	△ 585 △6.0%	2,897	2,908	11 0.4%	12,690	12,116	△ 574 △4.5%
歳出総額(B)	8,985	8,392	△ 593 △6.6%	2,861	2,879	19 0.6%	11,846	11,271	△ 574 △4.8%
差(A-B)	808	815	8 1.0%	36	29	△ 7 △19.7%	844	845	1 0.1%
差の内訳	翌年度繰越額	558	687	-	-	-	558	687	129
									23.1%
不用額	249	128	△ 121	36	29	△ 7	286	158	△ 128
			△48.5%			△19.7%			△44.8%

\*特別会計において令和4年度は509億円の借換債、令和5年度は429億円の借換債を発行しています。

歳入・歳出総額の推移（一般会計）



歳入総額及び歳出総額は、平成30年度まで、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に増加しました。

用語の説明

・一般会計、特別会計

一般会計とは、地方公共団体の会計の基本的なもので、下記の特別会計に属しないすべての歳入、歳出を経理する会計のこと。

特別会計とは、地方公共団体が特定の事業を行うにあたって、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、各団体の条例で別個に設置された会計のこと。

・未収入特定財源

予算の繰越手続により経費の一部を翌年度に繰り越して使用する場合には、これに見合った財源も翌年度に繰り越さなければならないこととされている。この財源としては、当該年度の一般財源（県税、地方交付税など使途が特定されておらず、どのような経費にも使用できるもの）や収入済みの特定財源（使途が特定されているもの）のほか、当該年度には収入されていないが、翌年度に収入することが確実な未収入特定財源が認められている。

・収入未済額

地方公共団体が歳入を徴収しようとする際に、調定（予定される収入金額を決定する行為）を行ったにもかかわらず、出納閉鎖日までに収納されなかった金額。この収入未済金は翌年度に繰り越され、引き続き督促等を行い徴収に努めることとなる。

・不納欠損額

調定した歳入が、督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来してしまったものなどについて、損失として処分を行った金額。